

那珂市議会 運営委員会会議録

開催日時 令和6年4月17日（水）午前9時52分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席議員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委 員 鈴木 明子 委 員 寺門 勲
委 員 小池 正夫 委 員 君嶋 寿男

欠席議員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議 長 木野 広宣 副議長 富山 豪
事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

（１）議会基本条例の検討について

…次回の議会運営委員会までに各委員が議会基本条例の問題点等を検証する

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時52分）

委員長 定刻前でございますが、本当に皆さん真面目にしっかりと揃いましたので始めさせていただきます。

閉会中の貴重な時間ご参集賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はありません。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆様おはようございます。

先週は桜が満開の中、入学式、入園式が迎えられました。ただ、21日の八重桜まつりがちょっと心配かなという部分がありますけども、皆さまに、来られた方に楽しんでいただければと思います。

今日は議会改革の一環であります議会基本条例の検討についてということですので、議会運営委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いし挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会基本条例の検討についてを議題といたします。

まず事務局から概要の説明をお願いいたします。

次長補佐 議会基本条例の検討についてになります。

こちらにつきましては、議会基本条例第25条におきまして、議会は一般選挙後、任期開始後、速やかに条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において検討するものとするということになっております。また、第2項としまして、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合はこの条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとするということが記載のほうをされています。

今回、議員改選を行いましたので、こちらの検討のほうをしていただくものになります。

資料につきましては、条例の条文ごとに、実際に取り組んだもの、実績等を記載してございます。

2ページにいきまして、第1条になります。

第1条こちら目的、第2条、こちらが定義となります。

第3条としまして、議会の基本原則ということで、前回、4年前に見直しを行った中で(3)で、「市民に情報を提供する」というふうに追加をしております。

第4条としまして、議員の基本原則ということになりまして、5項目ございますけれども、こちらが議員活動を行っていく上で基本となってくる部分になっております。

続きまして、3ページになりまして、第2章、市民及び議会の項目になります。

第5条、議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

こちら指標としましては、議会の4年分の傍聴者数のほうを掲載しています。

まず、本会議につきましては、令和2年から令和4年については、こちらコロナ禍ということもありました。議会のほうでも傍聴席を半分程度にする措置をとっておりましたので、220人から250人ぐらいということで推移のほうをしております。令和5年につきましては、感染法上の取扱いにつきまして5類に移行になったこともありまして400人を超える方にお越しいただいているような状況となっております。

常任委員会、全員協議会の傍聴者数も載せておりますが、こちらは案件によって、例えば、原子力安全対策常任委員会、全員協議会で道の駅関係とか、そういう場合において傍聴者のほうが多くなっているような状況となっております。

続きまして、第6条になります。

第6条、議会は、提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見の陳述の機会を設けるものとする。

こちらの実績としまして、4年間で、請願・陳情が出されたうちで、説明者が意見陳述を行った件数の記載をしております。陳情についても同様の件数を表記させていただいております。こちらにつきましては、請願・陳情を提出する方が、議会事務局に来た際に、まず説明したいのかどうか提出者に確認のほうをしております。説明したいという場合におきましては、説明者の方が説明しやすい時間等の配慮をした日程で説明のほうをしてい

ただいております。

続いて、第7条です。

第7条、議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年1回以上開催しなければならない。

10ページになるんですけども、令和2年からの実績を載せてあるんですが、先ほど申しましたように、令和2年、令和3年につきましては、コロナ禍ということで開催しておりません。

表につきましては、日時、場所、来場者数を記載してございます。数字につきましては、見ていただくと分かると思うんですけども、年々ちょっと少なくなっているような状況でございます。議員報告会というよりも、議員と語ろう会という形に変えまして、意見交換を中心としているところですが、アンケート等も毎回とってるんですけども、話しやすいという評価もいただいているところであります。ただ、同じような参加者が偏っている、そういった側面もあるかと思われます。

それでは戻っていただきまして第8条になります。

第8条、議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

実績でございますが、議会だよりを年4回発行しております。こちらには議決結果、賛否一覧、委員会活動、一般質問等の記事を掲載しております。その他、特集記事なども、随時掲載のほうをしております。

また、ホームページにつきましては、随時更新をかけておりまして、定例会の会期日程、議決結果、委員会・本会議等の会議録を掲載しております。議長交際費や政務活動費の支出状況、議員名簿、議会構成表、議会改革の取組みを掲載しております。

また、議会カレンダーを設けまして、本会議、委員会等の情報を適時掲載しております。この中で言いますと、本会議の動画配信は、以前からやっておりましたが、ライブ配信も新たに行っております。

新たな取組みとして、広報編集委員会のほうで視察に行きましたので、そちらの情報をもとに令和5年12月の定例会から、SNSとして、フェイスブック、X、ライン等を利用して、議会だよりの発行周知、会期日程の周知、一般質問通告内容の周知等を行っております。

続きまして第3章をお願いします。

第9条、議員は会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

こちら実績としましては、特に常任委員会におきまして、請願・陳情での審査の場合、また常任委員会で調査事項などを設けて行っていると思うんですが、そちらの場面においては、自由討議のほうを行っている状況となっております。

続きまして、第10条、議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、市民、学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

こちらにつきましては、活用した実績は今のところございません。なお、百条委員会のほうはこちら除いております。

続きまして、第11条、常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2、常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

こちらにつきましては、那珂市議会としましては、委員会審議ということで、委員会単位できめ細やかな審議のほうを行ってございます。実績としましては、①委員会開催日数を4年分、定例会以外の開催数及び視察実施日数のほうを計上しております。②としましては、各常任委員会から執行部のほうに提言としまして、5件を常任委員会から執行部のほうに要望書を提出しております。

次のページをお願いします。

第4章、議会組織になります。

第12条、議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

こちらにつきましては、以前、議員定数及び議員報酬の改正を行った際には公聴会のほうを開催しております。それ以降につきましては、改正の議論のほうは行われておりません。

続きまして、第13条をお願いします。

第13条、議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところより、附属機関を置くことができる。

こちらにつきましては、特に設置が必要となる事案のほうはなかったことから、設置のほうはしてございません。

続きまして、第14条、議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

こちらにつきましては、平成26年から正副議長立候補者の所信表明のほうを本会議で実施しております。

続きまして、第15条、議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分に活用し、効率的な議会運営を実現させるため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

こちらにつきましては、必要な予算は実施計画上に計上しまして、執行部のほうに要望のほうを行っております。

次のページをお願いします。

第5章、市長等、議会及び議員になります。

第16条、議会の会議等において、出席している市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2、議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

こちらにつきましては、近年、行使された実績のほうはありませんが、申出があった場合は、本会議においては議長の采配によりまして反問を行っているところでございます。また、一般質問につきましては、従来から那珂市議会につきましては、一問一答方式で実施のほうをしております。

第17条、議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) から (7) まで書かれております。こちら実績としまして毎年3月定例会本会議におきまして、市長によりまして、施政方針説明のほうを実施しております。個別の政策等について説明を求めた事案というのは今のところございません。

続きまして、第18条、議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成になることについて、慎重に判断するものとする。

こちらなるべく議員の就任を控えるという形になりまして、新たに就任した附属機関等はありません。

続いて、第19条、議員は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

こちらにつきましては、特に求めた案件はありません。

次のページをお願いします。

第6章、議員の活動原則になります。

第20条、政務活動費については、使途の透明性を確保するため、領収書等の書類、証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2、政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

こちらにつきましては、政務活動費に関する条例、こちらのほうが別にございまして、また政務活動費の手引きも作成のほうをしております。実際、政務活動費の支出状況、収支報告書、領収書、こちらは事務局内で保管し希望があれば、閲覧が可能な状況となっております。また、領収書につきましては、1円以上から全て提出していただいております。また、支出状況及び収支報告書につきましては、議会のホームページのほうで毎年公開をしております。

続いて、第21条、議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2、政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

こちらにつきまして政治倫理条例に基づく政治倫理審査会の案件開催のほうはございませんでした。

第22条、議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2、会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3、会派に関しては、別に定めるところによる。

こちら、現在のところ、那珂市議会においては、1会派という状況になっております。

続きまして、第23条、議員は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施し、その内容について、充実・強化に努めるものとする。

1番最後のページをお願いしたいんですけども、研修につきましては、平成26年から議員勉強会のほうは開催しています。定例会がない時期、閉会中に実施しておりまして、年2回から3回のほうを開催しております。毎年、大学の先生、あるいは有識者を呼んで講演会を行ったり、テーマに基づいて議論をしていただいたりしております。最近につきましては、原発問題についての勉強会も開催しております。

戻っていただきまして9ページ、第7章、議会及び議員の責務と見直し手続になります。

第24条、議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責任を果たさなければならない。

第25条、こちら最初に申しましたが、見直し手続になりまして、令和2年の改選後、議会運営委員会において条例の達成状況を検討するとともに、条例の一部見直しを行ったところとなっております。

説明は以上となります。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

今回、この基本条例を見て、細かい部分は来月また議会運営委員会を開かせていただくと思うんですけども、そこで細かい条文の文言ですとかそういったのは入れていきたいと思いますので、一旦、今日持ち帰っていただいて、こうしたほうがいいというのはちょっと皆さんおのおのでご検討いただけたらなと思います。

また、現時点で、何か気づいた点や、議会基本条例に記載されてる事項のうち、今後重点的に取り組みたい課題を聞いていきたいと思うんですけども、こちら側からちょっと、今やらなければならないのが、スケジュール上早めていきたいのがあるのでちょっと提案と

いうかあるんですけども。まず一つ目が、この第23条にもある、議員研修の話で、今回1期生も大分増えたということで、コンプライアンスの勉強会を早急に開催したいなと思っております。そういったなかで、機運が高まっていけば、ほかの自治体でもあるコンプライアンス条例ですか、そういったものも6月には間に合わないかな、9月になっちゃうかな。そのぐらいには条例制定を目指していければと思います。

その点についてはどうでしょう。皆さん遵守されている方だと思うんですけど。ほかの自治体の大分つくってきてる状況もあったり、本来であればないほうがいいという条例なんでしょうけども。

副議長 茨城県議会はどうなったんでしたっけ。

委員長 県議会は駄目になった、何かやっぱり反対勢力とかね。ということで各自治体設けているってところなので、そういった研修を通してながら、多分研修の中でもそういったのが出てくるかと思うんですけども、先生から話が出てくるかと思うんですけども、そういったのをちょっとスケジュールを早めていきたいなと思っております。

あと、議会報告会の件なんですけど、ちょうど鈴木委員がいるので、議会報告会、議員と語ろう会になるんですけど、今は全員が集まってテーマごとに常任委員会で分かれて、前は、産業建設常任委員会は道の駅整備、教育厚生常任委員会は子育て問題、総務生活常任委員会では、太陽光発電について、集まった人がこうぐるぐる回って、いろいろな話をしていて、その後に、その他市政に関する全般について受け付けましょうと、質問を受けましょうっていう状況だったんです。

それで、開いたところ去年は中央公民館で21人、らぽーるで12人、そして、この21人は正直りピーターというのが固定化されてるっていうのが現状なんです。

以前、副委員長も一緒に行った議会運営委員会で視察行った先ですとか、あと広報編集委員会でも行きましたよね。議会改革度ランキング上位の那須塩原市とか、那須町というところは、常任委員会主体で逆に出向く。調査事項が決まったら、例えば教育厚生常任委員会で子育てと決まったら、保育園に行くとか幼稚園に行くとかっていうのをほかの自治体、ランキングが高いところは積極的にやっていて、那須塩原市はショート動画なんかつくってました。広報委員がショート動画なんかつくって、SNSで流して、あの手この手で参加者数も増やしたりしてるっていう状況で、那珂市議会においても、こういった来場者が固定化されていますし、例えば各常任委員会で20人のところに2回行けば、もう40人になるし、それが、3常任委員会でも40人掛ける3だから120人の市民の声が聞けるっていう形になろうかと思うんです。ほかの議会でもやっている。すごく活発にやってるっていうことなので、ぜひ取り入れたらいいのかなと思うんですが、ちょうど常任委員長の皆様がいらっしゃるんで、どうかなと思うんですけども、いかがでしょう。

本来、議員と語ろう会って議会運営委員会なのって言われると議会運営委員会なのっていうところも、議会運営は、どこまでがっていう話にもなってくるかと思うんですけども。

できる限り常任委員会でテーマごとに分かれて話を聞いているわけだから、それが、集めるっていうのか出向くかっていうのを、各常任委員会も、もちろん関係団体に行っているところもあるけども、年度を通して、そういったことができればとは思っています。

副委員長 委員長、副委員長からの提案ですけれども、実際は、今細かな常任委員会ベースということなんですけれど、全体の話もきちんとやっぱりやっておかなきゃいけないという部分があるんですね、議会として全体でこうなんですよって話と、あとは個々に分けて、その具体的なテーマで、市民の皆さんとお話を意見交換をしながら進めるという、その二本立てがやっぱり必要なのかなっていうのが私も思ってますし、今皆さんから提案があったんで、具体的にその第23条に関してはどうなんだろうねということで、いろいろとご意見を言っていたいただいたほうがいいのかなと思ってるところでね。

鈴木委員は初めてなんで、実際の話ではないけれど、今日のお話で今日だっていうことなんで、今日分かる範囲で、それは言っていたほうがいいのかなというふうに思うし。だから、必ずしも常任委員会ベースでやらなくちゃという部分もあります。これだけ傍聴者っていうか参加者が少なくなると、やっぱり変えていかなきゃいけないよねっていうところと、あとはやっぱり本音のところは具体的なテーマでもう少し本論というか、上辺の話じゃなくて、どうしたらいいのっていうところはやっぱり話す機会を設けたほうがいいと思います。

それから、常任委員会から出向いてっていくのもいいですし、集めるっていうのもね、そういうことで、やればなというふうには思ってます。案なので、皆さん方の意見をということですね。

鈴木委員 今まで議会運営委員会がやっていたメリットだったりとか、何で議会運営委員会をやっていたのかなって、広報編集委員会とかでもなく議会運営委員会で作ってたっていうのが市民の方が言ったことが議会に直結しやすいからというメリットもあったのかなって思うんですけど、それを教えていただければ。

君嶋委員 議会改革は、以前、議会改革特別委員会を設置して、そこで基本条例を作成したんですね。それで、この流れで議会は進めていこうと。そういう中でできたときに、この議会改革特別委員会は条例をつくった時点で解散して、今後その条例をどこが管理するかということになったときには、まず議会運営委員会が対応するべきではないかということで担当することになった。ですから議会運営委員会っていうのは何が大きかっていうとやはり議員の方向性、研修もそうですし在り方もそうですし、きちんとそのまとめ役はこの議会運営委員会。だから1番議会をどう進めるかという大事な部署なんで、そこで議会報告会もそうですし、議員研修もっていうことで進めてきた流れがあるんですね。

今委員長が話した中で、やはり議員研修、第6章の中で出してますけど、この議員研修については議会運営委員会がきちんと進めていく一つとして、運営していかなきゃならないと思うんですね。これは何かというと議員の在り方、そして議員がどのように今後の議

会活動していくのか、そういうものについても勉強していく大事な提案をする場所で、ですから第6章という部分では、この研修は必ず議会運営委員会として進めるべき、これは議会運営委員会でやってるべきかなって私は思う。

第2章の中の第8条というところで、議会報告ということがあるんで、そこは多分、今後、語ろう会、前はスクール方式で報告をやったのを座談会方式に変えて身近に感じていただくという、議会と市民が、その流れをやってきたんですけども、もう今時代の流れで、どこの市町村も議会報告会やっても集まらない。メンバーがいつも同じっていうのは確かに多いので、そこを変えようとした今回、委員長の進め方だと思うんで、そこはテーマをつくったり、調査事項があれば各常任委員会で、やはりそういうものに対して議論を市民としていく、まず出向くことは1番いいと思うし、それでもっと身近に感じていただくと。ただ人数が集まってそれを何回やったか、何人の人が集まったという結果報告じゃなくて、いかに市民と議会、議員が接触する事によって身近に感じてもらうか、それが1番大事だと思うんですよね。その中で、那珂市の流れ、そこで副委員長言ったようにやはり全体的な市の動きも皆さんに伝える役目だということもあるんで、そこは二つを考えながら、今後検討していけばいいのかなと私は思います。

以上です。

委員長 まさにそのとおりで、本当に固定化されちゃっていて、議会報告会っていう、雰囲気での時代がちょっと変わってきたので、副委員長からも話があったとおり、この間も子育てのテーマだって言ってるのに、もう回らなきゃならなくて、しゃべれない人もいるわけですよ。例えば12人来ました。道の駅にしか興味ないのにとか、市全体のことを言いたいのには子育てにまわされて、私そんな意見ないんですけどとかいろいろあったり、例えばの話です。そういうのがあったりもするので、であれば各常任委員会がしっかりと深い、市政に関する深いところを掘り下げて議論ができるっていうか、語れる場所にしっかりと出向くっていうことが1番これからの語ろう会になるのかなと思ひましての提案なんですけど。

副議長 多分、今のやり方のままでこのまま語ろう会を実施しても、同じことの繰り返しになっていくっていうのはもう皆さん感じてるところだと思うんです。やっぱり新たな取組みを委員長おっしゃるとおり、開始するいい機会なのかなと思っております。議会運営委員会でなぜ、語ろう会を見てのかってやっぱり各常任委員会の委員長がいるから、ここで話しをするのが1番早いから、多分、基本条例を扱う委員会でもあるから、ここで扱ってたっていうのが今までの経緯なんですけど。これも委員長言うとおりの将来的には、広報編集委員会を格上げするような形で広聴機能をそこに入れ込んで、そういうのを見据えたお話かなっていうことは私も理解いたしました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

本来、多分先輩方が特別委員会をつくって、ようやくここまでできたってね、しっかり土台ができたので、今度は各常任委員会がどこまで仕事をとっていくと言うとおかしいですけども、議会広報編集委員会では、文字見るだけの言葉ではそれではちょっと、ご時世にそぐわないので、しっかり声を拾ってもらう委員会にしてもらったり、そんな中で、集まった意見で、逆に自由討議ですとかそういうところを逆に議会運営委員会なんかでも、どのようにしていくかっていうのを考えるのが議会運営委員会の在り方なのかなと思います。

君嶋委員 議員活動が広聴ですから市民を開くことなんで、以前、広報編集委員会が中心か議会運営委員会がなろうかというところを検討したことがあるんですね。ですからやはり副議長言ったように、時期もそういう時期になれば、その広報委員会に入れて広聴機能については、語ろう会とか、そういうふうな議会のPRとして、そちらにお任せと。研修というのはこれ、先ほど言ったように議会運営委員会のほうで勉強会とかそういうものが取組むと、そう分けていってもそろそろいいかもしれない時期かなと思います。そういう部分が検討したほうがいいと思いますね。

委員長 ありがとうございます。

というわけなんですけども、常任委員長の方々が今度はそういうふうに議会の、語ろう会に出向くわけですけど、どうでしょうか。

小池委員 やっぱり今までの議員と語ろう会っていうのは、集まる人っていうのはもう言う気満々でね、ここで言うのは別に構わないことなんだけど、憂さ晴らしに来るようなもんなんで、ひらたく言えば。去年やったやつも言葉のサンドバックみたいなのを浴びているような形なので、もう論点がずれるとかの問題ではない。先ほど言ったとおり確かにローテーションで回るんですけど、もうそれ以前の問題なんで、ここじゃ言えないような言葉を使う方もいらっしやったのでね。ですから、さっき言ったとおり出前で行くって言ってこっちから例えばその調整事項を決めてそういうところに行くということはさらに掘り下げたいろんな意見も聞けるということで、まして聞いてみようかじゃなくてやっぱり問題があるところに行って聞くっていうのは1番掘り下げて、それを今度は副委員長がおっしゃったように広聴して、どういう意見も出てこういうふうにするんだということは皆に知らしめるっていう、ましては広報であれば広報で市民に知らせたり後は議会運営委員会でまた揉んだりもできるので、非常にそのやり方がいいと思いますよ。私も賛成だと思います。

寺門勲委員 産業建設常任委員会としましても、こういった前向きな対応は非常によろしいかと思います。ただ始めるに当たって、もしかしたらちょっとどうしても、こちらから出向いていくんですけども、最初のうちは各種団体との意見交換というか、そういった場がスタートになってしまうかなっていうちょっと私のイメージになってるんですけども、それでもまず大丈夫なのかどうか、ちょっと今不安でいるんですけども。広く市民になってるんですけども。

委員長 もちろん、初めのうちにそういう段階での集まりのところが多分行きやすいと

ころもあったり、ただ、だんだん回数を重ねていくうちに、調査事項以外にも、こういう団体でもいいし、本当に小さなところでもいいしってこう回数重ねていくと、ぐるぐるぐるいろんな所に回っていくと思うので、そうすると幅広く、いろんな団体でも結構、建設業組合でも、それは悪いことではないですけど、それというのは市民の声でもあるし。商工会でもいいし、もっと掘り下げてもいいしっていうのはそれも回数重ねるごとにいろいろな人と、各関係団体でも結構だと思いますね。

君嶋委員 議員と語ろう会、年間1回から2回って言ってましたけど、それを何回やるのか、その辺も、それによっては、単発1回で終わっちゃうのかっていうのと、今、寺門勲委員が言ったように、いろいろな団体とやるのは1回で終わっちゃうか、それとも年4回とかやるのか、それとも議会が終わるたび、そういう形で取るのか、やっぱりそこもちょっと検討しておいたほうがいいと思いますよね。やはり、年間何回をやる、そこによっては、テーマとか、団体とか、そういうのを決めやすくなってくると思うんで、そこをちょっと今後検討は、今ここで答えを出すじゃなくて、そのほうがいいと思います。

副委員長 回数もやっぱり決めといたほうが、今1回以上というふうになってるんでこれは見直しをして増やしたほうがいいと思います。

常任委員会ベースで進めるわけで、最終的には常任委員会の活性化というところにつながるので、要は政策提案につなげるということですから、聞いた分を、その中で政策提案までに至る、政策をつくるということをやる必要があるんですよ。当然これは義務なので、我々その常任委員会としてはね。その中でその自由討議のところはどうしても実行できないっていうか、どうやって進めていくかっていうのはなかなか、我々もそうなんですがよく分かってない部分があるんで、討議ですから反対と賛成で、最終的に集約をして政策にまとめるということなんです。だから通常の意見交換ではなくて、自分の意見でこれはこうしたいというものもあって、こうしましょう、ああしましょうという反対、賛成で議論を交わしながら進めているということなので、これがどうもできてないし、やるにしても、何日か前に、次の常任委員会の中で自由討議やりましょうねということで、テーマについて、よく事前に調べて、反対、賛成、意見活発できるようにということをやりながら進めていかないと多分できないと思うんですよ。だからちょうどいい機会なので、常任委員会ベースで、語ろう会を細かくやっていくというのは、政策を最終的につくって答えるということになるのでね、その過程もきちんと回せばなということにもつながるので非常にいいことなのでね。ぜひ、その政策立案のところまで行くので、自由討議にもきちんとやっていけるよねっていうことなんで、進め方も我々のほうでまとめながら、提案しながらできればなというふうには考えてます。その研修の一環でもいいでしょうね。

もう一つ言えば、その常任委員会で、市長に対して代表質問までやっちゃうというところができれば私は最高だっていうふうに思います。最終形だということですから、その政策提案というところなんで、行く前の情報をきちんと聞いて、広聴ですよ。機能を強

め自由討議まで、やっぱりやる必要があるんだというふうに思う。

委員長 ありがとうございます。

意見も出そろったというところで報告会についてはそういった常任委員会主体で開催して、回数は実質どのぐらいできるか検討して、そのあとをしっかりと集約された意見は自由討議という場を設けられるような常任委員会を運営していくという形で、広報、そしてアウトプットしてインプットするのも、今後、広報広聴機能を強化するっていう意味の方向に向けていくという形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 私のほうから近々にそういうスケジュール上、またいろいろと多分出てくると思うんですけども、重点的に取組みたい課題はあったんですけどもこの中で、そのほかに皆様から基本条例の中で、強化したいところ、重点的に取組みたい課題というのはございますでしょうか。

君嶋委員 先ほど言った研修会、これは必ず実施していくということでもいいんですね。

委員長 間違いないです。

君嶋委員 その中にはいろんな時代があったものでやると、了解しました。

委員長 ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 5月にまた連休明け言っちゃっていいですかね。次回、議会運営委員会が5月8日連休明けです。もう1回、ちょっと宿題が多々あったと思うんですけども、ちょっと頭、連休中に田植えの忙しい時期かもしれません。

5月に決めると、いろいろ今度6月の定例会の中で常任委員会で揉んでもいけるので、実質5月やらなければならないっていうのが現状なので、そうしたいと思います。

鈴木委員 第8条のところで、広報のところでSNSっていうのがあるんですけど、こういうのは誰がやってらっしゃるんですか。

次長補佐 事務局のほうでやっています。

鈴木委員 そうなんですね。広報編集委員会ではないしどこなのかなと思ったので、そういうところに力入れていかなきゃってことですよ、その都度。

委員長 今も事務局がやってるんだけど、広報広聴に格上げした委員会になればそれこそ委員会主体、広報広聴委員会みたいなものを、名前はちょっと別として、格上げたものが自分たちで広報をやっていく、新しく作んなきゃなんないかもしれないけど、市の登録者のほうが多いから市に便乗しちゃう可能性っていうのも、それはもちろん今実際ラインなんかもそうなので、今後は広報編集委員会に持ち帰ってもらって、どこまでやれるかをしっかり議論していただくと幸いです。

次長補佐 議員研修のほうなんですけども、先ほど言ったコンプライアンスとハラスメントの研修のほうは事務局のほうで動いてしまってよろしいですかね。

委員長 お願いします。

次長補佐 なるべく早いほうがいいと思いますので、6月定例会終わったらすぐの日程でちょっと組みたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 早く終わりそうな日の午後とか。先生の都合はあるでしょうけど。

次長補佐 都合によって、またご相談をさせていただきます。

その他でもう1件になります。

毎年、早稲田マニフェストのほうで議会改革度調査というのを行っております。結果のほうが出来ましたので今通知を差し上げましたが、全体で272位、県内で7位。県内市議会としては5位です。ちなみに、去年で言いますと、全国で386位、県内で8位でしたので、若干上がっています。こちらも皆さんにラインワークスのほうで通知を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 これ見ると、この住民参画が非常に低い。情報共有とかっていうところなので、今まさに議論したところをしっかりと、こつこつとやっていくと。

副委員長 これが全てじゃないですけどね。

委員長 改革ランキングを上げるための改革ではないので、そういうところをしっかりとやっていきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 宿題がありますので連休中、頭を悩めていただいて。

以上で議会運営委員会を閉会といたします。

閉会(午前10時41分)

令和6年5月8日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男